

こども・子育て支援の拡充が始まっています

こども・子育て支援や給付の拡充のために、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まりました。みなさまから納められる支援金が活用される給付の一例は次のとおりとなっています。

①児童手当の拡充

- ・所得によらず、支給の対象となります。
 - ・支給期間を高校生年代まで延長します。
 - ・第3子以降はより手厚く、1人あたり月3万円に大幅増額します。
 - ・4カ月に1回から、2カ月に1回の支給になります。
- (※令和6年10月から拡充されています)

②妊婦のための支援給付

- ・「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊婦届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している子ども数×5万円を支給します。
- (※令和7年度から実施されています)

③出生後休業支援給付

- ・「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- (※令和7年度から実施されています)

④育児時短就業給付

- ・「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- (※令和7年度から実施されています)

⑤こども誰でも通園制度

- ・保育所などに通っていない0歳6カ月から満3歳未満の子どもが時間単位などで柔軟に利用できる制度です。子ども1人あたり10時間/月の利用が可能です。
- (※令和8年度より全国実施されます)

⑥育児期間中の国民年金保険料免除

- ・国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- (※令和8年10月から実施されます)

こども・子育て世帯を応援!

子ども・子育て支援金制度Q&A

Q「子ども・子育て支援金制度」とは?

A すべての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、左記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q支援金っていくらなの?

A 令和8年度の個人や世帯の支援金額の試算は次のとおりです。

なお、実際の金額は加入する医療保険制度や所得により異なります。

〈参考：加入保険ごとの平均額〉

健保組合：1人あたり約550円

国民健康保険：1世帯あたり約300円

後期高齢者医療制度：1人あたり約200円

※国保・後期は別途保険税(料)の改正のお知らせにて詳しい金額を示しています

Qなぜ独身や高齢者も支払うの?

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



お問い合わせ先：町民課 ☎47-4681 福祉課 ☎47-4682
こども家庭庁 子ども・子育て支援金制度コールセンター窓口
☎0120-303-272 (9時~18時まで) ※日曜・祝日は除く